

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 1 月 17 日
一般財団法人 建材試験センター

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	産廃処理工場における誘引通風機へのインバーター制御導入による排出削減事業
排出削減事業者名	群馬環境リサイクルセンター株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	本社工場 (群馬県高崎市倉賀野町 3250-12)
事業の概要	本事業所における電力使用量の約 1/3 を占める誘引通風機のインバーター制御化により、電力使用量を削減して大規模な節電を行う。
排出削減量の計画	(限界電源炭素排出係数使用の場合) 2012 年度 : 59 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 59 tCO ₂) (参考 : 全電源炭素排出係数使用の場合) 2012 年度 : 46 t CO ₂ /年 (事業実施期間合計 46 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 : 2012 年 9 月 1 日 終了予定日 : 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	005 インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 事業実施サイトの場所：群馬県高崎市倉賀野町 3250-12 事業実施サイトの視察日付：2013年1月15日
追加性を有すること	1) 法的義務がない。 本排出削減事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者への質問等により確認している。 2) 設備が継続利用可能 既存設備の使用年数が法定償却年数の 2 倍を超えておらず、本排出削減事業がなければ既存設備を継続して使用することを本排出削減事業者への質問、サイト視察、関連資料の閲覧等により確認している。 3) 投資回収年数 本排出削減事業の投資回収年数については、補助金は該当なしとして算出している。また、投資回収年数が 3.2 年であることは、事業者への質問、エネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、及び検算により確認している。 4) 追加性判断における定性要因 当該事業者は設備の新規導入及び更新を最優先課題として考えており、業務上必要であると判断される場合、投資回収年数を問わず投資を行うこととなっている。一方、誘引通風機においては備品、部品が調達可能であり、修理によって使用できる限り、継続して使用することは当事業者の方針であること、また、本事業は共同実施事業者の自主行動計画の目標達成に活用することを目的として本事業を実施することを質問により確認した。こういった背景により、国内クレジット制度の存在がなければ、本事業の実施は難しかったと判断できる。

自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者及びその他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 005 に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用条件 1 については、既設の誘引通風機にインバーター制御装置を付加することにより、可変能力制御を導入する。 ・適用条件 2 については、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量(誘引通風機稼働時間)のデータを計測できることを確認している。 <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

なし。

以上